

令和 8 (2026) 年度狩猟免許更新適性検査及び講習について

《重要なお知らせ：必ずご一読ください》

適性検査（身体検査等）のみを実施することとし、例年実施している約 3 時間の更新講習は行いません。当日は、受付いただいた方から順番に適性検査を行います。終了した方から順次、御帰宅いただいて差し支えありません。

1 日時及び場所

※受付時間は開始時刻から終了の 30 分前までとなります。

期 日	実施時間	会 場	所 在 地
6 月 9 日 (火)	10:00～11:00	県那須庁舎	大田原市本町 2-2828-4
	14:00～15:00		
6 月 14 日 (日)	10:30～12:00	日光市中央公民館	日光市豊田 79-1 イオン今市店 2 階フロア内
	13:30～14:30		
6 月 16 日 (火)	9:30～11:00	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町 20-22
6 月 19 日 (金)	9:30～11:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町 607
	13:30～15:00		
6 月 25 日 (木)	10:30～12:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町 116-1
	13:30～14:30		
7 月 9 日 (木)	10:30～12:00	県上都賀庁舎	鹿沼市今宮町 1664-1
	13:30～14:30		
7 月 15 日 (水)	10:30～12:00	県河内庁舎	宇都宮市竹林町 1030-2
	13:30～14:30		
7 月 17 日 (金)	10:00～11:00	県南那須庁舎	那須烏山市中央 1-6-92
	14:00～15:00		
7 月 18 日 (土)	9:30～11:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町 607
	13:30～15:00		
7 月 28 日 (火)	9:30～11:00	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町 20-22
8 月 8 日 (土)	10:00～11:00	県那須庁舎	大田原市本町 2-2828-4
	14:00～15:00		
8 月 21 日 (金)	9:30～11:30	県安蘇庁舎	佐野市堀米町 607
	13:30～15:00		

8月23日(日)	10:30~12:00	県芳賀庁舎	真岡市荒町 116-1
	13:30~14:30		

2 適性検査及び講習の内容

区分	内 容
適性検査	視力・聴力・運動能力
講 習	適性検査当日にテキストを配布しますので、自宅での学習をお願いします。

3 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和8(2026)年9月14日をもって満了する者。

種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が令和8(2026)年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができます。

4 申込手続

(1) 提出書類等

手数料	更新手数料は、狩猟免許ごとに2,900円です。 支払いは、POSレジ、電子収納のいずれかにより行ってください。これらによる支払いが難しい場合は、申請先の各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所に事前に確認してください。その他の支払方法の詳細は、栃木県のホームページに掲載しています。
写真 (1枚)	申請日前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもの 裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
住民票抄本	マイナンバー(個人番号)の記載がないものを提出してください。 ※複写、コピーしたものは不可
銃の所持許可証の写し	※現に銃の所持許可を受けている者のみ
医師の診断書	以下のいずれにも該当しないことを証明する医師の診断書(申請日前3ヶ月以内のもの) ① 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者 《環境省令で定める病気》 ・統合失調症 ・そううつ病(そう病及びうつ病を含む) ・てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く) ・その他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

	<p>② 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者</p> <p>③ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（①又は②に該当する者を除く）</p> <p>診断書の参考様式は栃木県 HP に掲載しています。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyou/shizen/documents/shindansho.pdf</p> <p>※銃の所持許可証の写しを提出する方は提出不要です。</p>
狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（該当者）	<p>※認定鳥獣捕獲等事業の従事者であり、狩猟について必要な適性を有することの確認がなされている者のみ</p> <p>参考様式は栃木県 HP に掲載しています。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyou/shizen/documents/tekiseikakunin.pdf</p>
狩猟免状交付方法の希望について	<p>窓口交付、あるいは郵送（普通郵便・特定記録・簡易書留）のうち、<u>希望する交付方法に丸をつけて提出してください。また、郵送による交付を希望する場合、返信用封筒に送付先の住所を記載し、郵送方法に応じた額の切手を添付して提出してください。</u></p> <p>なお、狩猟免状には個人情報が含まれているため、郵送による方法を希望する場合、特定記録あるいは簡易書留を推奨いたします。 ※栃木県猟友会を通じて申請する場合、本書の提出は不要です。</p>

(2) 申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する下記事務所へ直接申請してください。

事務所名	所在地・電話番号	管轄区域
県西環境森林事務所 環境企画課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL0288-21-1180	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境企画課 (県芳賀庁舎)	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL0285-81-9001	宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境企画課 (県那須庁舎)	〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL0287-23-6363	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境企画課 (県安蘇庁舎)	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL0283-23-1441	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板森林管理事務所 管理課 (県塩谷庁舎)	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22 TEL0287-43-1290	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町

5 更新申請期間

更新（適性検査及び講習）実施日の 20 日前から 10 日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日）

6 その他

この適性検査及び講習についての問い合わせ先（申請事務所でも可能です）

栃木県環境森林部自然環境課野生生物・鳥獣対策班 Tel028-623-3261

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

一般社団法人栃木県猟友会 Tel028-611-1526

〒320-0051 宇都宮市上戸祭町 60 番地 1 栃木防災（株） 2 階